

平成20年4月から 新たな「後期高齢者医療制度」が始まります

平成二十年四月から、現在の老人医療制度が「後期高齢者医療制度」に変わります。

七十五歳（一定以上の障害がある方は六十五歳）以上の方は、これまでの国民健康保険や被用者保険などの医療保険から、後期高齢者医療に加入することになります。

この制度は、県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が、運営することとなります。広域連合では、保険料の決定や医療の給付などを行います。

また、黒潮町では、保険料の徴収と窓口業務を行います。

◆75歳になると新制度へ

七十五歳になると、現在加入している国民健康保険や被用者保険などの医療保険を脱退して、後期高齢者医療の被保険者となります。

その際には、新たな届出などは必要なく、後期高齢者医療の被保険者証は、黒潮町から配付させていただきます。

一定以上の障害がある六十五歳以上の方は、申請することにより、この制度の被保険者となることができます。

このように、被保険者となるための要件は、現在の老人医療と全く同じです。

◆保険料は個人ごと

保険料は、介護保険と同様に被保険者個人ごとに所得に応じて算定されることとなります。

後期高齢者医療が始まることによって、保険料を負担していたこととなりますが、これまで加入していた国民健康保険や被用者保険を脱退することになりますので、これらの医療保険で負担していた保険料はなくなります。

◆所得の低い方は軽減

所得の低い方は、国民健康

なお、すでに老人医療の受給者になられている方は、平成二十年四月に被保険者証が交付されます。

保険と同様に世帯の所得に応じて保険料が軽減されます。さらに、被用者保険の扶養家族の方が、七十五歳になつて後期高齢者医療に加入すると、新たに保険料を負担していただくこととなります。しかしながら、これまで保険料の負担がなかったことから、加入時から二年間保険料が軽減されます。

◆保険料は主に年金から

保険料の徴収は黒潮町が行いますが、介護保険と同様に年金からの天引きとなります。年金額が年十八万円以上の年金を対象として、介護保険料と後期高齢者医療の保険料の合計額が、年金額の二分の一を超えない場合には天引きとなります。

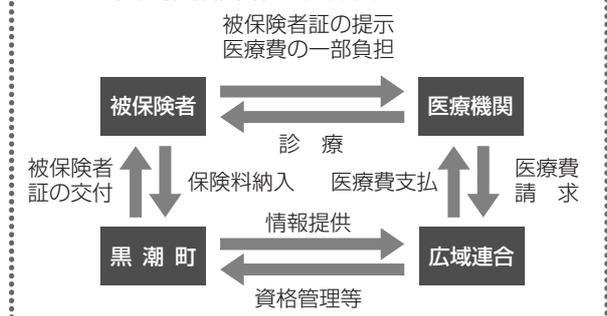
◆負担は老人医療と同じ

被保険者の方が、診療を受けた際に医療機関の窓口で支払う金額は、医療費の一割（現役並みの所得のある方は三割）です。

また、支払った金額が所得に応じた一定の上限額を超えたときは、高額療養費として超えた分は払い戻されます。

このように、診療の際の負担などは、現在の老人医療と同じです。

後期高齢者医療制度のしくみ



◆申請、届出は役場担当窓口へ

後期高齢者医療の運営は広域連合が行いますが、被保険者の方々が身近なところで手続きができるよう、各種の申請や届出などの受け付けは、役場健康福祉課で行います。

○お問い合わせ

健康福祉課

大方総合支所 国保係

☎ 43-2116 (直通)

佐賀総合支所 保険福祉係

☎ 55-3112 (直通)

制度のポイント

- 75歳以上（一定以上の障害がある場合は65歳以上）の方は、後期高齢者医療の被保険者となります。
- 被保険者から保険料を徴収します（主に年金からの天引きとなります）。これまで加入していた国民健康保険や被用者保険は脱退することになりますので、これらの保険料は納めなくてよいこととなります。
- 所得の低い方は保険料が軽減されます。また、被用者保険の扶養家族の方は保険料が2年間軽減されます。
- 医療機関の窓口では、医療費の1割（現役並み所得者は3割）を患者本人が負担します（現在の老人医療と同じです）。
- 窓口業務や保険料の徴収は、黒潮町が行います。
- 財政運営などは後期高齢者医療広域連合が行います。